

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和2年10月13日（火）発表

名称等	愛鷹地区センターで地域ミニ手話講座を開催します！		
実施日時	令和2年10月18、25日（日曜日） 13時～15時		
場所	愛鷹地区センター 大会議室1階（沼津市東原358-1）		
担当	市民福祉部 障害福祉課		
	直通	055-934-4830	内線 3145

1 内容

手話や聞こえない人への理解の促進と、手話が使いやすい環境を作ることを目的に沼津市手話言語条例が本年4月1日に施行されました。手話啓発のため、地域でのミニ手話講座を開催します。講師は手話通訳者と地域に住む聞こえない人たちが務めます。

2 経緯・経過

手話は聞こえない人たちが物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うための言語として使用されてきました。しかし、一般的には言語として認識されることなく、聞こえない人たちは、多くの不便や不安を感じてきました。その状態を解消し、すべての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目的として本年4月1日に沼津市手話言語条例は施行されました。条例では、すべての市民が安心して暮らせるような施策を講じることを定めています。本講座もその一環として行います。

3 目的・理由

地域ミニ手話講座を行うことで、手話言語に対する啓発を行い、様々な人が安心して暮らせる共生社会を作るための一歩とします。また、地域に住む聞こえない人たちが、講師を務めることでより地域に密着した講座とする予定です。

4 特徴

- ・10月18日、25日（日）の13時から各回2時間の講座を行います。
- ・講師は手話通訳士3名、ろう者3名の6名体制で行う予定です。